

研究発表賞推薦に関する細則

第1条 この細則は、情報科学技術協会（以下「協会」という）表彰規程第2条3）の研究発表賞について規定する。

第2条 この賞の推薦または被推薦資格は、協会会員であることを問わない。

第3条 この賞の対象となる発表は、過去3年以内に協会会誌ならびに協会の主催または共催するシンポジウムで発表された情報科学技術に関する発表とする。ここでいう発表とは、内容に独創性、新規性、あるいは有用性を持つ原著論文、総説・解説、または事例報告とする。講座、展望、随筆などは対象にならない。また、口頭発表を受賞の対象とするときは、あらかじめ提出された抄録または予稿をもとに審査し、発表者に受賞後1年以内に論文として会誌に掲載することの同意を得ることとする。

第4条 この賞を贈る件数は、毎年概ね2件以内とする。

第5条 研究発表賞に関する小委員会を設ける場合は、会誌編集委員、シンポジウム実行委員をその委員に含むことができる。

附則

1. この細則は、昭和59年4月23日から施行する。
2. 1991年8月、論文賞を研究発表賞と改正。推薦公募関係を改正。改正部分は1991年から施行する。
3. 1996年10月17日の理事会において、第3条「論文誌」、第6条「論文誌委員会」を削除した。
4. 1997年6月12日の理事会において、第3条および第6条の「ドクメンテーション」を「INFOSTA」に改正した。
5. 2006年5月12日の理事会において、第2条の「協会会員」を「協会会員であることを問わない」に、第3条の「2年」を「3年」に、「協会以外の刊行物」を「協会の主催または共催するシンポジウム」にそれぞれ改めた。また、第4条を削り、第5条と第6条をそれぞれ繰上げた。
6. 2014年5月21日の理事会において、表彰規程改定に合わせて研究発表賞(個人表彰)を研究発表賞とし対象をグループまでに広げた。第2条「応募」を「推薦」に変更した。第5条を削除した。
7. 2022年5月24日の理事会において、「研究開発論文、技術論文または実施例報告等であり、」を「原著論文、総説・解説、または事例報告とする。」と改めた。また、第5条を新たに追加した。